

監査報告書

当監査役会は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、大阪支店、シンガポール支店及び2海外事務所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従って会社の状況を正しく示しているものと認めます。各国のエネルギー政策の動向及び世界的な新型コロナウイルスの

感染拡大に加えて地政学リスクの急速な高まりなどの事業運営に影響を与える外部環境変化の状況把握と対応方針の共有が随時なされているものと認めます。事業環境の大きな変動が不可避であることから、中期経営計画に基づき継続的に的確な対応がとられるように注視してまいります。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

内部統制システムの構築と運用の強化・徹底について、統合的リスク管理態勢の構築など昨年度に続き継続的なリスク管理態勢の整備の改善努力を進めていることを確認しました。なお、法令遵守の徹底に向けた対策の実施状況を注視するとともに、統合的リスク管理に関しては当社を取り巻く事業環境の変化を踏まえながら、実効性のある統合的リスク管理態勢の確立及び的確な運用に向けた対応を確認してまいります。また、貿易保険事業の適切な運営が求められる環境下、適正で効率的な業務処理、IT統制、業務プロセスの管理態勢に脆弱性が認められ、結果として事務処理ミスあるいは、事業活動の正確な把握等についてシステムを含め、検討すべき課題が報告されています。この課題については、今後、発生原因の正確な認識を進めてその究明をはかり、是正策の検討・早急な実行が進められていくものとされており、各種会議における対応状況について強い関心をもって注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年5月27日

株式会社日本貿易保険 監査役会

常勤監査役

中村恵司



社外監査役

松井智予



社外監査役

武井洋一

